

電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令 参照条文

○電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成二十七年五月二十二日法律第二十六号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第八条の規定は、公布の日から施行する。